

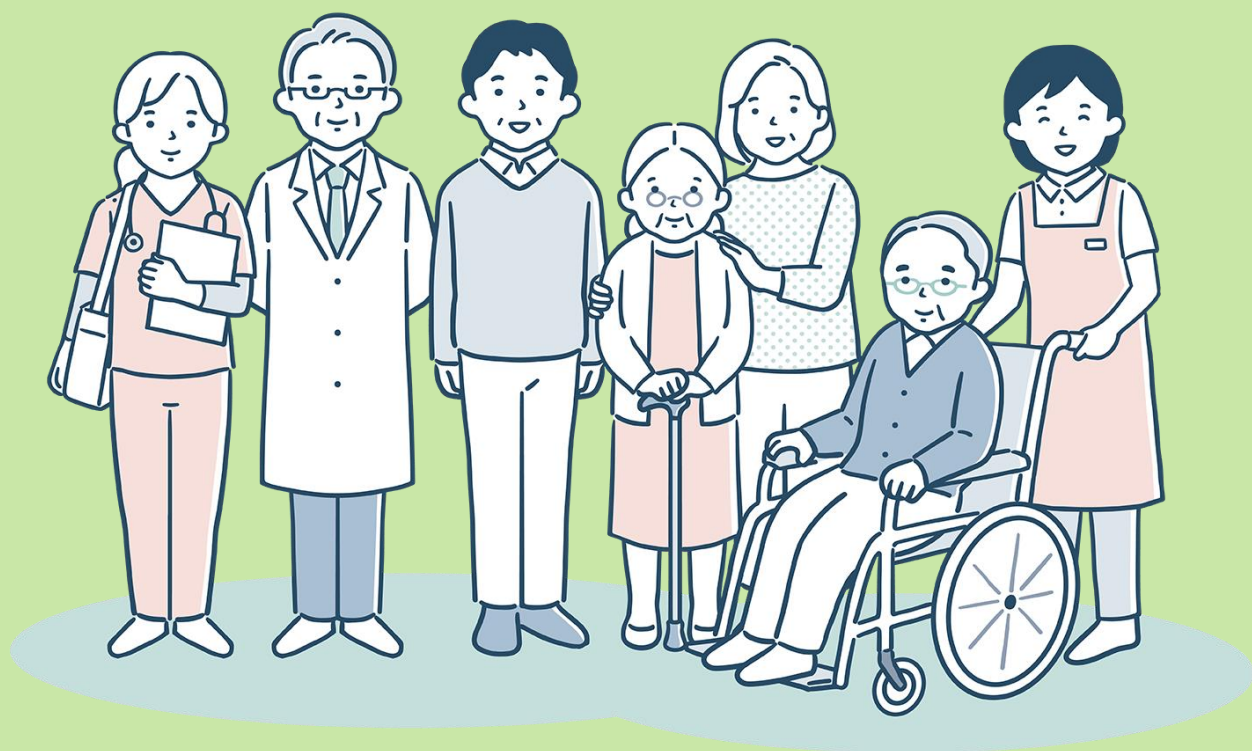
第9期

中川町高齢者保健福祉計画

中川町介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

【概要版】



令和6年3月
中川町

1. 計画策定の趣旨

中川町では、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする「第8期 中川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し「誰もが健やかで安心な暮らしを実現できるまち なかがわ」を基本理念とし、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

この度、第8期計画の計画期間の満了に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間における「第9期 中川町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化を図り、多様なニーズに応じた高齢者福祉施策及び介護保険事業の充実に努め、誰もが高齢になっても暮らしやすい社会を目指して、必要な施策を展開するために、本計画を策定します。

2. 計画の位置付け

(1) 計画の法的位置付け

○高齢者福祉計画 …老人福祉法 第20条の8

- ・全ての高齢者を対象とした生きがづくりや日常生活への支援など、高齢者に関する保健、福祉事業全般を対象とする計画です。

○介護保険事業計画 …介護保険法 第117条

- ・要介護等認定者等が、可能な限り住み慣れた地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスや地域支援事業サービスを適切に選択し自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

(2) 関連計画等との位置付け

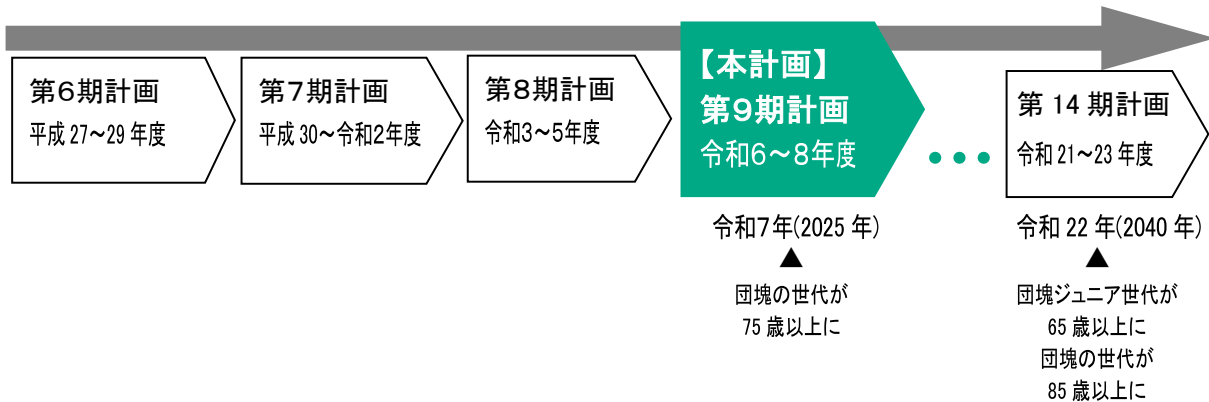
本計画は、中川町総合計画の福祉分野における高齢者福祉施策の個別計画として位置付けられるもので、関連計画との整合性を保ちながら、介護保険サービスとそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくりや介護予防、生きがづくり等、地域共生社会の実現と、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで、いつまでも自分らしく生きるために、地域ケアシステムの構築等を目指し、高齢者に関する各施策の総合的な推進を図るよう策定します。なお、改定にあたっては、国から示される「基本指針」等を踏まえた計画とします。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とします。

団塊の世代が85歳以上となり、更に団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向けて中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

〈2040年に向けた中長期的な見通し〉

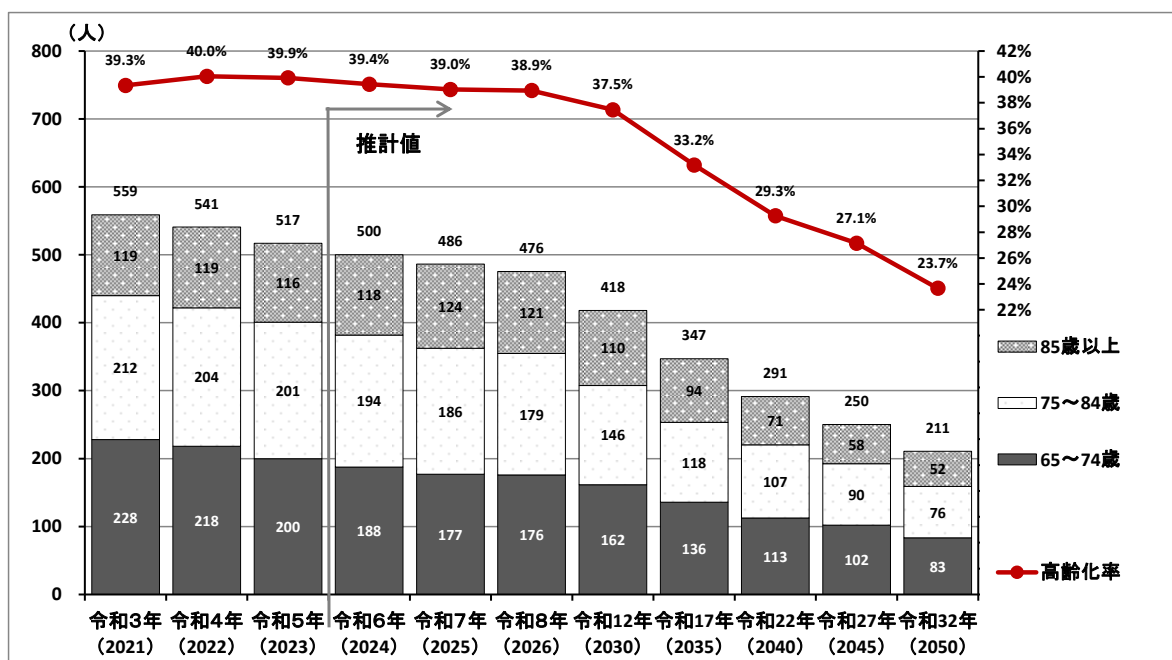


4. 中長期的視野でみる高齢者の予測

本町の高齢者人口は減少傾向で進み、令和12年（2030年）に418人、令和22年（2040年）に291人になると推計されてます。

年齢区分別にみると、前期高齢者（65～74歳）は、令和12年（2030年）頃まで微減で推移しますが、以降、さらに減少していきます。後期高齢者のうち75～84歳は令和12年（2030年）頃から減少人数が増えていきます。また、85歳以上は令和7年の124人をピークに減少に転じ、令和12年（2030年）以降は、さらに減少が進むと推計されています。

■ 年齢区分別高齢者人口の推計



← 第8期計画 → ← 第9期計画 →

出典：住民基本台帳人口（各年9月末日）による推計

高齢者人口の推計と、年齢別要介護度別の認定率の実績を基に要介護（要支援）認定者数を推計すると、微増となっています。第9期事業計画の最終年である令和8年度には117人となり、以降は減少し、令和22年度（2040年度）には、102人と推計されます。

また、認定率は増加で推移し、令和8年度（2026年度）には22.4%、令和22年度（2040年度）には24.4%になると推計されています。

■要介護（要支援）認定者数および認定率の推計（第1号被保険者）

実績値			推計値					
第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R12年度 (2030)	R17年度 (2035)	R22年度 (2040)
111人	112人	114人	115人	118人	117人	113人	109人	102人
20.1%	20.4%	21.1%	21.5%	22.3%	22.4%	22.7%	23.9%	24.4%

5. 基本理念

本計画の上位計画である「第7次中川町総合計画」では、まちづくりの将来像において、魅力あるまちは「人」の活力で生まれ、その活力は町民の地域に対する「愛着」や「郷土愛」によって築かれるとされています。

北の大地の可能性と故郷の魅力を実感している高齢者の方々が、「愛着」や「郷土愛」を感じている本町において「いつまでも住み続けたい」という気持ちを支えるために、第9期計画の基本理念は、第8期の理念を踏襲して、「誰もが健やかで安心な暮らしを実現できるまち なかがわ」とし、引き続き、地域共生社会の実現と地域包括ケアシステムの深化・推進を進めていきます。

第9期計画 基本理念

**「誰もが健やかで安心な
暮らしを実現できるまち なかがわ」**

6. 基本目標

基本理念に基づき、地域共生社会の実現、地域包括ケアシステムの推進を目指しつつ、3つの基本目標を定めます。

【基本目標1】 元気で暮らせるまちづくり

高齢になってもできるだけ長く健康で元気に住み慣れた地域で過ごせるよう、健康に対する意識を若いうちから持ち、生活習慣の改善、病気予防、介護予防などを早い段階から行うとともに、健康診査などをしっかりと受けることが重要です。

また、高齢者が生きがいを持って充実した生活を送り、生涯活躍できるよう、自らの経験や技術、知識を活かして主体的・積極的に社会参加や地域活動ができる環境を整備します。

基本施策
(1) 健康づくりの推進
(2) 介護予防・重度化防止の推進
(3) 社会参加の促進

【基本目標2】 安心して暮らせるまちづくり

可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することは、多くの高齢者が希望しています。医療や介護が必要になっても、誰もが自分らしく、住み慣れた家・地域で安心して生活できるよう、地域包括支援センターの相談支援体制を充実するとともに、医療体制や生活支援体制を確保します。

また、日常における、地域での見守りなど、地域の支え合いを土台としつつ、災害等に備えた体制づくりも進める必要があります。住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、行政と地域、各関連施設の連携体制等を整え、災害等に備えた体制づくりを進めます。

基本施策
(1) 相談・支援体制の充実
(2) 医療と介護の連携
(3) 生活支援体制の整備
(4) 安心して暮らせる環境の整備

【基本目標3】 自分らしく暮らせるまちづくり

高齢者が支援や介護が必要になっても、安心して生活が送れるよう、介護サービスの人材確保や介護現場の生産性の向上に努め、介護保険事業の持続的で円滑な推進を図ります。

今後、後期高齢者が増えていくことで認知症の人が増加することが予想されます。これらに対応していくため、認知症基本法や国の認知症施策推進大綱に基づき、認知症への理解を進め、認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく生きがいを持って地域で共に生きることができる「共生」の視点と、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」の視点の2つから、本町の実情に即し、段階的に認知症対策を進めていきます。

また、高齢者に対する虐待の防止やその早期発見、成年後見制度の促進、その他権利擁護のための必要な支援を推進します。

基本施策
(1) 介護保険制度の円滑な推進
(2) 認知症支援対策の充実
(3) 権利擁護の推進

7. サービス基盤の整備

介護老人福祉施設である特別養護老人ホーム一心苑は、昭和55年の建設から44年が経過し、建物の老朽化が進んでいることから、新たな施設整備が必要となります。特養の入所定員は50人、ショートステイの利用定員は8人となっていますが、町の高齢者人口の減少や介護職員の確保など、町の規模に適した定員数について検討します。現在、指定管理者により中川町社会福祉協議会が、「特別養護老人ホーム一心苑」「デイサービスセンター」「グループホームひだまり」の事業を受託され、社協として「訪問介護事業所」「居宅介護支援事業所」を展開しており、本町全体の福祉サービスを担っています。将来的な本町の介護事業を展開するためにも、第9期計画内で具現化します。

第9期 介護保険計画 (令和8年度)						第10期 介護保険計画 (令和9年度)													
令和8年			令和9年			令和9年						令和10年							
8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
基本設計・実施設計						入						建築工事							

8. 施策体系

基本理念、3つの基本目標に対し、10の基本施策を定めます。

基本理念	
「誰もが健やかで安心な暮らしを実現できるまち なかがわ」	
基本目標	基本施策
<p><基本目標1> 元気で暮らせるまちづくり</p>	<p>(1) 健康づくりの推進 ①特定健康診査、後期高齢者健康診査の実施 ②高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 ③感染症対策の実施</p> <p>(2) 介護予防・重度化防止の推進 ①介護予防の普及啓発 ②介護予防教室の実施 ③リハビリテーション活動支援事業の実施</p> <p>(3) 社会参加の促進 ①通い・集いの場の提供 ②老人クラブの活性化 ③生涯学習・スポーツの推進 ④高齢者の社会貢献活動の支援 ⑤高齢者就労センターへの支援</p>
<p><基本目標2> 安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>(1) 相談・支援体制の充実 ①地域包括支援センターの機能強化 ②高齢者の実態把握 ③家族介護者への支援の充実</p> <p>(2) 医療と介護の連携 ①在宅医療・介護連携の推進 ②医療体制の確保</p> <p>(3) 生活支援体制の整備 ①生活支援事業の実施 ②見守り体制の構築 ③緊急時の迅速な対応 ④生活支援体制整備事業の実施</p> <p>(4) 安心して暮らせる環境の整備 ①高齢者の住まいの確保 ②バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 ③災害時の対応 ④交通安全活動の促進 ⑤消費者被害防止・防犯活動の促進</p>
<p><基本目標3> 自分らしく暮らせるまちづくり</p>	<p>(1) 介護保険制度の円滑な推進 ①介護人材の確保・育成 ②介護現場における生産性の向上 ③サービスの質の向上 ④介護給付の適正化</p> <p>(2) 認知症支援対策の充実 ①認知症への理解の促進 ②認知症の早期対応体制の充実 ③オレンジカフェの開催</p> <p>(3) 権利擁護の推進 ①権利擁護に関する相談体制の強化 ②高齢者虐待防止対策の一層の推進 ③成年後見制度の推進</p>

9. 第9期中川町介護保険料

第9期介護保険料所得段階別保険料額設定にあたっては、所得段階を 13 区分に多段階化し、負担能力に応じたきめ細やかな設定としました。

各段階の保険料率及び保険料は、下表のとおりです。

図表 保険料の段階設定と保険料（第1号被保険者）

所得段階	対象者	基準額に対する割合	保険料月額（円）	保険料年額（円）	
第1段階	本人が町民税非課税	生活保護の受給者、世帯全員が町民税非課税の世帯に属する老齢福祉年金の受給者、世帯全員が町民税非課税の世帯に属する人で課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.455 (0.285)	1,867	22,400
第2段階		世帯全員が町民税非課税の世帯に属する人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.685 (0.485)	3,177	38,100
第3段階		世帯全員が町民税非課税の世帯に属する人で、第1段階、第2段階以外の人	0.69 (0.685)	4,487	53,800
第4段階		同じ世帯に町民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の人	0.90	5,895	70,700
第5段階 (基準額)	同じ世帯に町民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	1.00	6,550	78,600	
第6段階	本人が町民税課税	合計所得金額が 120 万円未満の人	1.20	7,860	94,300
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	1.30	8,515	102,100
第8段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	1.50	9,825	117,900
第9段階		合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.70	11,135	133,600
第10段階		合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.90	12,445	149,300
第11段階		合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.10	13,755	165,000
第12段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.30	15,065	180,700
第13段階	合計所得金額が 720 万円以上の人	2.40	15,720	188,600	

* () は公費による保険料の軽減を実施した後の保険料の負担割合及び金額
 ※ 端数処理の関係で年額と月額合計が不一致となる段階があります。

お問合せ：中川町 住民課 社会福祉係
 〒098-2892 北海道中川郡中川町字中川 337 番地
 TEL:01656 (7) 2813 HP:<http://www.town.nakagawa.hokkaido.jp/>

